

一橋大学機関リポジトリにおける学内紀要類の包括的利用許諾に関する取扱要領

(目的)

第1 この要領は、一橋大学機関リポジトリ管理運営規則(平成19年規則第7号)(以下「規則」という。)第6条及び第8条の規定に基づき、第2に規定する学内紀要類の一の号に掲載されたコンテンツの全部を一橋大学機関リポジトリ(以下「機関リポジトリ」という。)に登録(以下「学内紀要類の一括登録」という。)し当該コンテンツの利用許諾を包括的に行う場合の手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学内紀要類)

第2 この要領において「学内紀要類」とは、複数のコンテンツから構成される学術刊行物(電子媒体によるものを含む。)であって、次に掲げるものをいう。

- 一 一橋大学(以下「本学」という。)又は本学が関係する団体が編集・発行するもの
- 二 本学が主宰し、又は主たる事務を行う学術に係る研究会若しくは会議等が編集・発行するもの
- 三 その他規則第2条に定める統括責任者(以下「統括責任者」という。)が適当と認めるもの

(一括登録の要件)

第3 学内紀要類の一括登録は、当該学内紀要類の投稿規定又は当該学内紀要類を編集・発行する団体等の規約等に当該学内紀要類に掲載するコンテンツの著作権が当該団体等に帰属する旨の定めがある場合又はコンテンツの電子的な公開(機関リポジトリによる公開を含む。)について包括的な権限委譲の定めがある場合に限るものとする。ただし、やむを得ない場合であって、統括責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 学内紀要類の一括登録を申請する者(以下「一括登録申請者」という。)は、前項のただし書に該当する場合には、包括的な利用許諾の権限に関して証明しなければならない。

(登録の申請)

第4 一括登録申請者が学内紀要類の一括登録を申請する場合は、一橋大学機関リポジトリ学内紀要類包括利用許諾書(別記様式)に必要事項を記入して行うものとする。

2 一括登録申請者となる者は、第2に掲げる団体等を代表する者その他の責任者とする。ただし、やむを得ない場合であって、統括責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

(コンテンツの提供方法)

第5 一括登録申請者は、当該申請に係るコンテンツを、統括責任者が指定する形式で電子化し提供するものとする。ただし、やむを得ない場合であって、統括責任者が必要と認めるときは、原発行形態のまま提供することができる。

(コンテンツの削除)

第6 規則第10条の規定に基づき、一括登録されたコンテンツの全部又は一部の削除を希望する場合(各著作者が申し出た場合を含む。)は、一括登録申請者が統括責任者に申請するものとする。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から実施する。

2 この要領の実施の際、すでに登録されているか、又は登録手続を行っているコンテンツ(一橋大学デジタルアーカイブスに登録されているものを含む。)は、規則及びこの要領の規定に基づき、登録又は登録手続が行われたものとみなす。